

平成24年3月16日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成23年(ネ)第3386号不当利得金返還請求控訴事件(原審・大阪地方裁判所平成22年(ア)第9908号)

口頭弁論終結日 平成24年2月10日

判 決

東京都中央区晴海一丁目8番10号トリトンスクエアX棟

控訴人(被告) C F J 合同会社  
(以下「被控訴人」という。)

同代表者代表社員 CFJホールディングス株式会社

同職務執行者 浅野俊昭

同代理人支配人 植田将美

被控訴人(原告)

同訴訟代理人弁護士 西尾剛  
主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 当事者の求める裁判

###### 1 控訴人

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、203万2450円及びうち91万7956円に対する平成23年3月15日から、うち111万4494円に対する平成22年7月22日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- (4) 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

###### 2 被控訴人

## 主文同旨

### 第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、貸金業者である控訴人との間で金銭消費貸借取引を行ったが、同取引における貸付利息を利息制限法の制限利率に引き直すと、原判決別紙「計算書」のとおり、過払金が生じていると主張し、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金及びこれに対する民法704条前段所定の利息の支払を求めた事案である。

原判決は、被控訴人の請求を全部認容した。控訴人は、これに対して、その一部を不服として控訴した。

2 前提事実、争点（当事者の主張を含む。）は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決が「事実及び理由」欄の第2の1及び2（原判決2頁2行目から7頁17行目まで）に摘示するとおりであるから、これを引用する。なお、以下、本判決の略語は、原判決の例による。

- (1) 原判決2頁4行目から5行目にかけての「旧称はディックファイナンス株式会社等である。」を「旧称はディックファイナンス株式会社で、平成15年1月1日、CFJ株式会社に商号変更し、平成20年11月28日、控訴人に組織変更した。」に改める。
- (2) 原判決2頁11行目の「6万3000円」を「9万4500円」に改める。
- (3) 原判決5頁21行目から26行目までを次のとおり改める。

「 第1取引について、控訴人が悪意の受益者であったことは争わないが、  
第2取引についてはこれを争う。」

- (4) 原判決6頁11行目の「本件取引」を「第2取引」に改める。
- (5) 原判決7頁17行目末尾の次に改行の上「仮に、被控訴人の充当方法によるとしても、控訴人は平成23年3月14日に被控訴人に380万円を過払金の返済として支払った（原判決別紙計算書の同日欄の「借入額」として380万円が記載されているが、これは被控訴人に対する過払金の返還である。）。控訴人は、これを、第1取引で生じた過払金利息、過払金元本の順

に順次充当する。その結果、控訴人が被控訴人に対して負担する過払金返還債務は203万2450円及びうち91万7956円に対する平成23年3月15日から、うち金111万4494円に対する平成22年7月22日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を超えては存在しない。」を加える。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求は理由があると判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決が「事実及び理由」欄の第3「当裁判所の判断」1ないし4（原判決7頁19行目から18頁6行目まで）において説示するとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決8頁5行目の「400万円」を「430万円」に、8行目の「年利18%の」を「法定利率を超える年利18%で」に、9頁7行目から8行目にかけての「年16.50%」を「法定利率を超える年16.5%」に改める。
- (2) 原判決9頁17行目の「変更されるということは行われていた」を「変更されるということもあった」に改める。
- (3) 原判決9頁18行目の「上記認定のとおり、」の後に「第1取引と第2取引のいずれも法定利率を超える貸付である上、」を加える。
- (4) 原判決13頁3行目の「被告は」から15頁26行目までを次のとおり改める。

「 そして、控訴人は、第2取引において貸金業法43条1項の適用があるものとの認識を有しており、かつそのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると主張する。

しかし、前記説示のとおり、第1取引と第2取引は一連の充当計算をするのが相当であり、第1取引については、控訴人も悪意の受益者について争っておらず、前記のとおり、第2取引の開始された平成13年6月28日には、原判決別紙計算書のとおりの過払いが発生しており、仮

に、控訴人が17条書面として貸付額350万円の金銭消費貸借契約書（乙42）を交付したとしても、その貸付額、毎月の返済額の内容は大きく異なる内容であったものと推認され、また、18条書面を交付したとしても、その受領金額の利息、元本への充当額も異なる内容になったものと推認され、これらに照らすと、いずれにしても、控訴人は、上記の一連の取引（第1取引及び第2取引）について、悪意の受益者と推認されるものというべきである。

(2) 以上によれば、控訴人は、上記一連の取引（第1取引及び第2取引）について悪意の受益者であったから、被控訴人に対し、過払金発生の時から民法所定の年5分の割合による法定利息を支払うべきこととなる。」

(5) 原判決18頁6行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「なお、控訴人は、平成23年3月14日、被控訴人に過払金の弁済として支払った380万円は、第1取引で生じた過払金利息、過払金元本の順に順次充当すると主張するが、前記のとおり、第1取引の過払金及びその利息は平成13年6月28日の貸付をもって既に消滅していたことになるから、控訴人の上記主張は理由がない。」

2 その他、控訴人の当審における主張によっても、前記の認定・判断を覆すに足りない。

3 以上によれば、控訴人は、被控訴人に対し、過払金498万5846円及びうち496万9508円に対する平成23年4月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払義務を負う。

よって、被控訴人の請求は理由があるから認容するのが相当であり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 八木良一

裁判官 比嘉一美

裁判官 遠藤俊郎

これは正本である。

平成24年 3月 16日

大阪高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 撰 梅 振 一郎